## 村山市障害者活躍推進計画

機関名	村山市	
任命権者	村山市長	
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)	
村山市における障害者雇用に関する課題	本市においては、積極的に障害者の採用を行っており、令和元年 6 月 1 日時点で法定雇用率を充足している。 引き続き、法定雇用率を充足するために、障害者雇用の促進をさらに進めていく必要があり、そのために、人事については村山市が管理していることから、令和 2 年度より村山市と村山市教育委員会との特定認定を受け、両機関の障害者雇用について一元的に村山市において管理し取り組んでいく。 また、障害を有する職員の特性に応じた活躍を推進するため、職場環境や業務内容等に対する意見や要望を聞くなどし、職員の定着支援のため丁寧な取り組みを継続していく必要がある。	
目標		
① 採用に関する目標	令和3年4月1日より法定雇用率の2.6%への引き上げが予定されており、各年度において法定雇用率以上になるよう計画的に採用を進めていく。 (参考)令和元年6月1日時点の実雇用率:3.32%	
② 定着に関する目標	障害のある職員の定着を促進し、不本意な離職者をださない。	
取組内容		
1. 障害者の活躍を推進する体制整備		
(1) 組織面	<ul><li>○障害者雇用の促進及び障害者活躍推進計画の円滑な実施を図るために障害者雇用推進者として総務課長を選任し、障害者雇用の推進を図る。</li><li>○障害者職業生活相談員を選任し、障害者の職業生活全般の相談及び指導を積極的に行う。</li><li>○障害者である職員の各種相談に対応できる相談窓口を設置し、周知する。</li></ul>	
(2) 人材面	<ul> <li>○障害者職業生活相談員に選任された者について、山形労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> <li>○障害者が配属されている部署の職員を中心に、山形労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサホ°-タ-養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。</li> <li>○障害のある職員の新規受入れ部署に対し、障害のある職員と共に働くにあたっての心構えなどを配置前に周知し、障害者雇用に係る理解を深める。</li> </ul>	

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
	<ul><li>○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</li><li>○新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</li></ul>	
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
(1) 職務環境	○きめ細かな面談により、個々の状況や必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な 負担にならない範囲で適切に実施する。	
(2) 募集•採用	<ul><li>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</li><li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li><li>・自力で通勤できることを条件とする。</li><li>・介助者なしで業務遂行できることを条件とする。</li><li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」を条件とする。</li><li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li></ul>	
(3) 働き方	○時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種 休暇の利用を促進する。	
(4) キャリア形成	○本人の希望等を踏まえつつ、必要に応じて、実務研修等の教育訓 練を実施する。	
(5) その他の 人事管理	<ul><li>○必要に応じて、人事担当者などによる面接を行い、状況把握や体調配慮を行う。</li><li>○障害者からの要望や障害特性を踏まえ、通勤への配慮等の措置を過重な負担にならない範囲で実施する。</li><li>○中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった職員)について、円滑な職場復帰のために必要な職場環境の整備や通院への配慮等を行う。</li></ul>	
4. その他		
	〇国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて障害者の活躍の場の拡大を推進する。	